令和８年度第６回金谷区地域協議会
次　第

日時：令和８年９月９日（水）午後６時30分～
会場：金谷地区公民館　集会室１・２

1　開会

2　報告事項
・地域協議会会長会議について

3　自主的な審議
・金谷地区振興プラン（仮称）金谷山アソビバ計画親子三代で遊びつくせ！！
について

4　その他

5　閉会

【次回協議会：10月14日（水）午後６時30分～、金谷地区公民館】
【次々回協議会：11月11日（水）午後６時30分～、金谷地区公民館】

資料１

地域協議会会長会議　次第

と　き　令和８年８月 17 日（月）
　　午後２時から
ところ　上越市市民プラザ
　　２階　第１会議室

１　開　　会

２　議　　題
　地域自治の推進に向けた今後の方策案について

３　そ の 他

４　閉　　会

（メモ）

令和８年７月１７日開催

総務常任委員会資料【所管事務調査】

○住民自治・地域自治、地域協議会制度について

地域協議会との意見交換結果（概要）　・・・・・・　資料１

地域独自の予算事業に代わる新たな財源支援の仕組みについて　・・・・・・　資料２

【参考】地域自治の推進に向けた今後の方策案について
（令和８年５月　地域協議会提示資料）　・・・・・・　資料３

総合政策部

地域協議会との意見交換結果（概要）

資料１

開催状況

開催日：令和8年5月19日（火）～7月1日（水）　対象：28地域協議会

主な意見と回答

項目	小項目	主な意見	回　答
地域活動への支援（財源支援の仕組み）	制度全般	• 補助率10割、提案期限の延長について、改善と受け止める。補助制度の早期の明確化、周知を求める。 • 現行制度において実施している事業が継続して取り組めるよう予算枠の確保を求める。 • これまで自主財源の確保に向けて取り組んできたのに複雑な心境である。	• 一定の合意が得られれば、8月下旬を目途に制度概要を公表し、周知を開始したい。 • 継続か新規かで取組の優劣はつけられないが、予算枠については、これまでの活動実績も踏まえながら検討する。 • 補助率10割とはいえ、限られた予算枠の中で、協賛金や売上の確保などができる取組は、引き続きご尽力いただきたい。
	事業名称	• 「協働・共創まちづくり補助金」という名称は長く、言いづらい。	• 「協働・共創」に込めた意味もあるが、分かりやすい名称にできるか改めて検討する。
	審査	• 地域協議会での審査が負担になることを懸念する。 • 区によって採択基準が異なると、採択される事業に差が出ることを懸念する。 • 地域協議会が審査することの位置付けが不明瞭である。	• 統一的な基準に基づき書類確認を行うなど、できるだけ負担の少ない形で評価や意見をお願いする。 • 位置付けについては改めて整理する。
	対象経費	• 物品購入・修繕・工事等の扱いについて、柔軟な運用を求める。 • 経費区分に応じた上限額の設定など、明確なルール提示が必要である。	• 「地域独自の予算事業」を基本に、対象外経費など一定のルールを設ける。 • 一方、地域事情に応じて活用しやすい補助制度とするため、左記のような具体的なルールの設定までは考えていない。
地域運営組織への支援	組織立ち上げ	• 既存の住民組織との関係について整理が必要である。 • 担い手不足や地域コミュニティの希薄化により、組織の新設や組織化自体が難しい。一度立ち上げても、継続・自立性を不安視する。 • イメージしやすいようモデル地区を立ち上げるべきである。	• 地域の意向を尊重するため、28区一斉の取組は想定していない。モデル地区のような形で団体の立ち上げや伴走支援することも検討する。 • 地区によっては相応の時間を要する検討になると考える。 • 他自治体の例を踏まえながら、地域の意向や既存の住民組織の状況などに応じて、より具体的な進め方を説明したい。
	支援内容	• 人的支援、人件費支援には賛同する。支援内容を明確にしてほしい。	

地域協議会との意見交換結果（概要）

主な意見と回答

項目	小項目	主な意見	回　答
地域協議会	役割・機能	• 協議機能と実行機能の連携が難しい。 • 地域運営組織との役割分担が重要である。	• むしろ実行組織である地域運営組織への支援によって連携しやすくなる面もあると考える。 • 「審査主体」、「合意形成機関」としての位置付けを再整理する。 • 地域運営組織の運営状況に応じては、将来的には地域協議会との一体的な運用もあり得る。
	地域ビジョン	• 地域協議会が策定することはハードルが高いのではないか。策定するにしてもスケジュール的に厳しい。 • まちづくりを進める上で地域ビジョンの策定は重要である。簡易なものにとどめず、多様な意見を聞いて作り上げる必要がある。	• 令和8年度は、「地域活性化の方向性」を活用することを基本とし、次年度以降に任意で更新をお願いする。 • 地域のニーズを踏まえ、市職員が支援を行う。
	委員選定	• 公募公選制について、継続を賛成する。 • 担い手不足・偏り（高齢・男性中心）の課題が残る。 • 若者が参加しやすくなるよう報酬を出すべきである。	• 公募公選制を継続することや、報酬を得ることに伴う懸念について意見があったことを踏まえ、無報酬とした。 • 運営手法の見直しや活動内容の広報の充実などは随時行っていく。
	その他の運営課題	• 市民からの認知度が低いため、ＰＲ強化が必要である。 • 委員の負担、モチベーション維持が課題である。	
その他	全般	• 制度変更が続いていることへの不信感、不安を感じる。	• 制度変更に伴い、より良いものとなるよう努めていく。 • 令和4年度から検討を続けている。早期の制度周知に向けて、地域の団体などへの丁寧な説明に努める。 • 会長会議は必要に応じて実施する。
	スケジュール	• 意見交換後のスケジュールが短く、検討期間が不足している。 • 検討期間が長い。早期の制度確定・周知を求める。 • 会長会議や説明機会の充実を求める。	
	その他	• 地域間、団体間での情報共有の強化が必要である。 • 13区と15区で市の事務局体制が異なるのは課題である。（総合事務所とまちづくりセンター）	• 新たな取組である、地域づくりの学び合いの機会創出を通して、情報共有の強化を図る。 • 13区か15区かに関わらず、今回の方策案を推進できるよう体制を整える。将来的には体制の見直しも想定している。

資料２

地域独自の予算事業に代わる新たな財源支援の仕組みについて

令和８年７月
地域政策課

新たな財源支援の仕組みの概要

一部修正

（仮称）協働・共創まちづくり補助金　＋　（仮称）まちづくりスタートアップ補助金

ポイント

- ✓ 自己負担が生じる問題への対処、提案期限への配慮、高額経費の計上への対応
- ✓ 旧制度の良い点を継承・・・
 - 地域活動支援事業：地域協議会の「協働の要」としての役割、予算の枠配分
 → 地域協議会が審査に関わることにより、地域の合意による実施を担保（制度①にて対応）
 - 地域独自の予算事業：提案のしやすさ
 → 地域協議会は審査に関わらず、萌芽的な活動を推奨（制度②にて対応）

【制度概要】

① （仮称）協働・共創まちづくり補助金
地域が主体的に考え、地域の様々な担い手による連携・協働により、持続可能な地域づくりに貢献する活動を支援

② （仮称）まちづくりスタートアップ補助金
地域課題を主体的に捉え、新たにまちづくりへ一歩踏み出すような活動を支援。新たなまちづくりの担い手の発掘にも期待

① （仮称）協働・共創まちづくり補助金

提案団体 ▶ 地域協議会（基づき選定ビジョンに） ▶ 採択

【概　要】
地域自治区ごとに一定の予算枠を設定（均等割、人口割）
地域協議会で策定する「地域ビジョン」に基づく公益的な地域活動へ補助

【対象団体】
地域の団体（5人以上の構成員で、市の区域内で活動する法人及び団体）

【補助率・予算額】
10/10以内。ただし、事業収入を控除するほか、交際費・飲食費などの対象外経費を設定
予算総額は、現在見直しを行っている市の財政計画や、これまでの地域活動支援事業、地域独自の予算事業の状況等を踏まえて設定

【予算計上方法・提案時期】
地域政策課にて金額のみ予算計上、提案は実施年度の前年12月末まで

【地域意見の反映手法】
地域協議会にて評価・意見（簡素な方法を想定）

② （仮称）まちづくりスタートアップ補助金

提案団体 ▶ 市 ▶ 採択

【概　要】
新規事業の実施に係る初期費用への支援
区域を越えた活動や区域を限定しない活動も対象

【対象団体】
地域の団体（2人以上の構成員で、市の区域内で活動する法人及び団体）

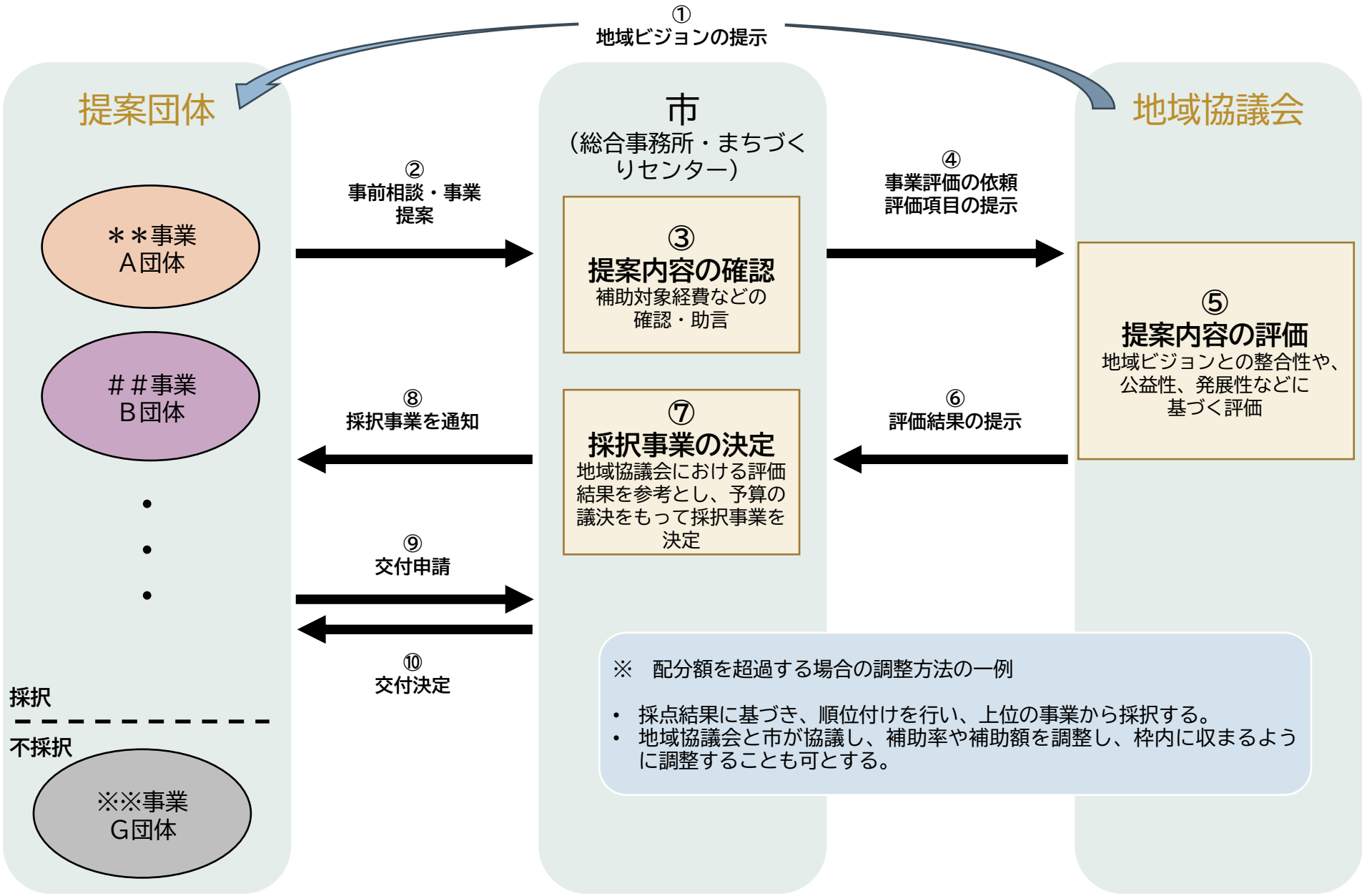
【補助率・予算額】
定額補助（上限10万円程度）。①と同様に対象外経費を設定
予算総額は調整中

【予算計上方法・提案時期】
地域政策課にて金額のみ予算計上、提案は実施年度の4月から

【地域意見の反映手法】
なし（市のみで審査）

（仮称）協働・共創まちづくり補助金のフロー図（提案～交付決定）

一部修正



地域ビジョンの策定

一部修正

地域ビジョンの必要性と活用方法

- 人口減少の進行や社会経済環境が大きく変化する中、地域で様々な主体（市民・事業者・各種団体・行政等）が連携し、各区固有の地域課題に対応していくため、地域全体で進むべき方向性を共有するための指針が必要である。
- 地域における課題解決に向けた取組の整理・実施のよりどころとするほか、地域を将来に継承するため、地域の取組を誰が担うのかを考える上で地域ビジョンを活用していく。

地域ビジョンの策定方法

- 初年度は既に策定済みの「地域活性化の方向性」を活用。2年目以降はまちづくりに係る類似の指針等の転用、新たな作成も可とする。
- 今後、自主的審議や地域の団体等との意見交換等の成果の反映、地域住民と協働で策定するなど、必要に応じて更新作業を行う。
- 策定作業に当たり、総合事務所やまちづくりセンター等が支援する。

地域ビジョンのイメージ（一例）

区名	地域の現状と課題	まちづくりの方向性	各種取組
○○区	(1)、・・・・・・・・・ (2)、・・・・・・・・・ (3)、・・・・・・・・・	○・・・・・を目指します。 (1)、・・・・・・・・・ (2)、・・・・・・・・・ (3)、・・・・・・・・・	(1) ・・・・・事業 (1) ・・・・・事業 (1) ・・・・・事業 (2) ・・・・・事業 (2) ・・・・・事業 (2) ・・・・・事業 (2) ・・・・・事業 (3) ・・・・・事業 ← 取組が不足している分野

① これまでの議論、意見交換等を踏まえ、地域の課題を列記

② 地域活性化の方向性を基に取組方針を設定

③ 地域で現在取り組んでいる活動を見える化

④ 取組が弱い・不足している等の分野の気づきを得る

⑤ ビジョンへの追加・修正や取組の更新の検討に活用

地域ビジョンの完成イメージ

○○区

※本様式のほかに、内容を補足する資料を添付することも可能とする

作成日：令和○年○月○日

目指す地域像

○○○○○な地域を目指します。

地域の現状（特徴・魅力・課題）

① 歴史資源（雁木・町家・寺院など）について

良い点：・歴史的建造物や町並みといった地域資源がある

課題：・若い世代への地域文化の継承が進みにくい

② ○○○○○

良い点：・・・

課題：・・・

③ ○○○○○

良い点：・・・

課題：・・・

④ ○○○○○

良い点：・・・

課題：・・・

※地域の現状をおおむね4～5分野で整理

対応方針（項目ごとの対応）

① 雁木・町家・寺院など歴史資源をいかした活動を推進

（例）○○○○○事業

② ○○○○○

（例）○○○○○事業

③ ○○○○○

（例）○○○○○事業

④ ○○○○○

（例）○○○○○事業

※事例の記載は任意

※イベントの様子や四季折々の風景写真等

写真等

（○○の様子）

写真等

（○○の様子）

※写真の掲載は任意

補助対象の設定（（仮称）協働・共創まちづくり補助金）

補助対象とする事業

持続可能な地域づくりの推進に向けた、各区の地域ビジョンに合致した地域活動の取組

＜取組の例＞地域福祉活動の推進（送迎・宅配、見守り、介護予防など）、町内会などコミュニティ活動の支援（除雪ボランティアなど）、地区内の集いの場づくり、地域振興につながるイベントの実施、移住定住の促進や関係人口の創出（地区の情報発信、空き家の活用促進、イベント実施など）　など

補助対象外とする事業

○ 新たな公の施設や市道などのインフラ整備
○ 公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う取組
○ 備品の購入・設備の設置が主目的となるなどの地域活動が伴わない取組
○ 地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す取組
○ 政治活動・宗教活動を目的とする取組や公序良俗に反する取組
○ 本市の他の補助金の交付を受けることを予定する取組　など

補助対象外とする経費

1. 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費その他社会通念上、公金での支出が適切でないと認められる経費
2. 団体等による事業実施に向けた企画検討会議や打合せ、懇親会等に係る人件費、旅費等のほか、役員会、総会その他専ら補助対象者の運営経費に充てられる経費
3. 事業による直接的な受益が提案者や提案者に加盟する団体等の構成員、参加者等に限定される備品の購入、設備の設置、備品、設備の修繕等、教室、大会等の開催等に係る経費
4. 景品やトロフィ、参加賞など個人への給付に係る経費
5. 先進地等への視察に係る旅費や使用料及び賃借料等の経費
6. その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

＜主な経費の例＞

区分	○　対象となる経費（例）	×　対象とならない経費（例）
報償費	○　講師への謝金など	×　専門性のない方への謝金
旅費	○　講師の交通費など	×　視察に係る旅費
需用費	○　給水を目的とした飲料水 ○　ポスター等の印刷代など	×　左記を除く飲食費
役務費	○　ボランティア保険など	×　―
委託料	○　会場設営業務、警備業務など	×　事業全てを委託する委託費
使用料及び賃借料	○　会場使用料、機器借上料など	×　団体運営に係る事務所借上料
工事請負費	○　活動のために必要な工事	×　道路の白線、防犯灯などの活動を伴わない設備の整備
備品購入費	○　活動のために必要な備品	×　楽器やユニフォーム

地域協議会における評価方法（（仮称）協働・共創まちづくり補助金）

評価の考え方

- 補助事業の審査・採択については、最終的に市が責任を有する。
- 地域協議会は、住民と行政との「協働の要」であり、地域の課題について話し合う役割があることから、委員の負担軽減に配慮しながらも、事業の選定プロセスに一定程度関わっていただく。
- 市は全区共通の評価項目を設定し、地域協議会委員には、評価項目ごとに優れていると考える項目に◎〇を付ける方法により評価をお願いする。
- 地域協議会全体の◎〇の多寡によって、採択事業の優先度を確認する。

＜評価項目（例）＞

評価項目	確認の視点	判定
地域ビジョンとの整合	提案事業が各区で策定した地域ビジョンに合致しているか。または、地域ビジョンに追加すべきものか。	
	・・・など	
公益性	提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。	
	補助金を充てて購入した物品や修繕した設備等が、長く地域で活用される見込みがあるか。	
	提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。	
	・・・など	
必要性	地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。	◎
	地域の実情や住民要望に対応したものか。	〇
	・・・など	を記載
実現性	目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。	
	関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。	
	・・・など	
参加性	提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。	
	協賛金や参加費など自主財源の確保に努めているか。	
	・・・など	
発展性	新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。	
	事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。	
	・・・など	

過去の補助制度との比較

項目		（仮称）協働・共創まちづくり補助金（R9～）	地域独自の予算事業補助金（R5～R8）	地域活動支援事業補助金（H22～R4）
予算枠		地域自治区ごとに配分額あり 総額は精査中（R9は経過措置あり）	予算枠・上限額なし	地域自治区ごとに配分額あり 総額1.8億円
補助率上限		10/10	7/10 （令和元年度～4年度のいずれかに地域活動支援事業を活用してきた取組を継続する場合は、経過措置として9/10）	10/10
主な対象外経費		地域独自の予算事業における対象外経費を基に若干追加	地域の活動を伴わないハード整備、ユニフォーム・楽器等の受益が限定される物品の購入	地域自治区ごとに設定
提案	提案者	地域の団体 （構成員5人以上、営利団体は除く）	地域の団体（構成員2人以上）、地域協議会、総合事務所・まちづくりセンター	地域の団体 （構成員5人以上、営利団体は除く）
	提案内容の検討	提案者（地域の団体等）と市が一緒に考える	提案者（地域の団体等）と市が一緒に考える	提案者（地域の団体）のみ
	提案期限	事業実施前年度の12月末	事業実施前年度の8月末（新規事業）、9月末（継続事業）	地域自治区ごとに設定（おおむね4月末まで）
選定	地域協議会	②地域ビジョンの策定、事業内容の評価	③採択事業の確認	②審査基準（採択方針）の設定、事業の審査
	市	①評価基準の設定 ④採択事業の決定	①審査（各事業）	③採択事業の決定 （地域協議会の検討結果を尊重）
	市議会	③議決（各区への配分額）	②議決（各事業）	①議決（各区への配分額）
予算化	予算要求主体	地域政策課	総合事務所・まちづくりセンター （地域政策課は制度趣旨に即しているか確認）	自治・地域振興課
	予算計上事業	総務管理費（2款1項）	各課等の事業に目的別に計上	総務管理費（2款1項）
	予算執行	総合事務所・まちづくりセンター	総合事務所・まちづくりセンター、各課等	総合事務所・まちづくりセンター

今後のスケジュール（令和8年度）

一部修正

項目	小項目	R8(2026) 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9(2027) 1月	2月	3月
方策案についての意見交換・修正	地域協議会		●5/19-7/1　意見交換			●地域協議会会長会議（予定）							
	住民組織			●意見交換									
	有識者				●意見交換								
	市議会		●勉強会		●所管事務調査								
地域活動への新たな補助制度の実施	市議会												予算審議
	活動団体					募集開始				締切			
	市					●市長記者会見 相談対応等					検収		事業決定
	地域協議会											意見・評価	
						手続説明、ビジョン策定説明等							

地域協議会への依頼事項（地域ビジョンの策定、補助金の提案内容の評価）

追加資料2

地域自治区制度の設置目的を踏まえた考え方の整理

自主自立のまちづくりの推進
自分たちのまちを自分たちの活動で良くしていく。 ▷ 自らつくり育てたまち

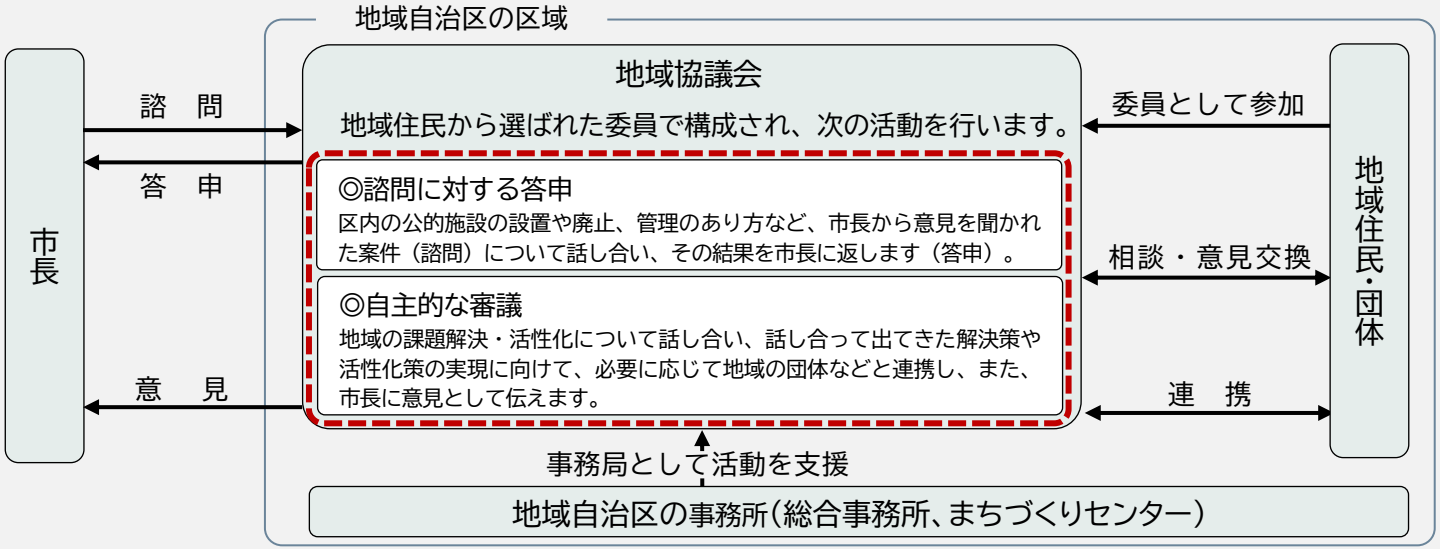
市政に地域の声を届ける
地域の課題を議論し、地域の意見を市政に反映させる。 ▷ 自らの思いが反映したまち

▷ 地域に愛着と誇りを持って暮らしていくことができるまちをつくっていく

- ✓ 地域自治の推進に向けて、地域が主体となって地域の課題や将来像を考え、その実現に向けて地域自らが取り組み、行政はその取組を支援する役割を担う。
- ✓ 地域の課題や将来像について継続的に議論してきた地域協議会には、地域で活動する実行組織（地域の団体）と連携しながら、地域づくりに関わっていただくことを期待したい。

制度設計への反映

- ✓ 新たな制度の設置に伴う地域ビジョンの作成と補助金の提案内容の評価は、地域協議会の「自主的な審議」の延長線上にある活動であるとともに、市の施策等の決定に先立ち意見を聴く意味合いから「諮問に対する答申」と同様の性質を持っている。
- ✓ このことから、市からの「依頼」という形でこれらの業務を地域協議会にお願いしたい。



地域協議会への依頼事項（地域ビジョンの策定、補助金の提案内容の評価）

参考資料

【地域協議会委員の手引き抜粋】

地域協議会には、地域住民としての観点から地域の課題や地域の活性化などについて話し合い、話し合いの結果を地域に説明したり、話し合った内容を地域団体等との連携・調整により取り組んだりするとともに、市長に意見として伝えること等を行う役割があります。
また、区内にある公の施設の設置や廃止、管理の在り方などについて、市長から意見を聴かれた事項（諮問）について話し合い、その結論を市長に返す（答申）役割も持っています。

【上越市地域自治区の設置に関する条例】

（地域協議会の権限）
第7条　地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。
⑴ 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
⑵ 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
⑶ 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
２　市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
⑴ 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
⑵ 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
⑶ 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

■　過去の類似事例
地域活動支援事業における提案事業の審査（H22～R4）、「地域活性化の方向性」の策定（R4～R5）についても、同様の依頼を実施



上　越　市

地域にぎわい事業補助金

2027年度

事業概要

市では、持続可能な地域づくりを推進するため、各地域自治区におけるまちづくりを地域住民が主体的に考え、地域の様々な主体が連携・協働して行う活動に対し、補助金を交付します。

募集期間

令和８年９月１日（火）～１２月２８日（月）必着

※内容に応じて活動内容への助言や提案をさせていただくため、お早めのご相談をお願いします。

補助額

活動に必要な補助対象経費から、参加費等の活動実施に伴う収入を差し引いた額

※審査の結果、不採択となる場合があります。

※活動ごとの上限額はありませんが、各地域自治区の上限額は超過できません。

補助率

１０/１０以内（千円未満切り捨て）

※提案状況や地域協議会での評価等によっては、10/10を下回る場合があります。

対象者

５人以上の構成員等で、市の区域内で活動する法人及び団体

※政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする法人又は団体を除きます。

制度の概要については、次ページ以降をご覧ください。
ご不明な点があれば、まずはお気軽にご相談ください。

事業実施の流れ

～12月末	～1月末	2・3月	4月～			
①取組の相談・助言・提案	②提案内容の確認・聞き取り	③審査・採択	④審査結果の通知	⑤補助金交付申請・交付決定	⑥事業の実施	⑦実績報告・補助金交付

提案・問合せ先

地域自治区	事務所	電話番号等
高田区 金谷区 三郷区 和田区	南部まちづくりセンター	雁木通りプラザ2階 ☎ 025-522-8831 ✉ nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp
新道区 春日区 諏訪区 津有区 高士区	中部まちづくりセンター	市役所木田第二庁舎2階 ☎ 025-526-1690 ✉ chubu-machi@city.joetsu.lg.jp
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・桑取区	北部まちづくりセンター	レインボーセンター2階 ☎ 025-531-1337 ✉ hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

地域自治区	事務所	電話番号等
安塚区	安塚区総合事務所	☎ 025-592-2003 ✉ yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp
浦川原区	浦川原区総合事務所	☎ 025-599-2301 ✉ uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp
大島区	大島区総合事務所	☎ 025-594-3101 ✉ oshima-ku@city.joetsu.lg.jp
牧区	牧区総合事務所	☎ 025-533-5141 ✉ maki-ku@city.joetsu.lg.jp
柿崎区	柿崎区総合事務所	☎ 025-536-2211 ✉ kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp
大潟区	大潟区総合事務所	☎ 025-534-2111 ✉ ogata-ku@city.joetsu.lg.jp
頸城区	頸城区総合事務所	☎ 025-530-2311 ✉ kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp
吉川区	吉川区総合事務所	☎ 025-548-2311 ✉ yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp
中郷区	中郷区総合事務所	☎ 0255-74-2411 ✉ nakago-ku@city.joetsu.lg.jp
板倉区	板倉区総合事務所	☎ 0255-78-2141 ✉ itakura-ku@city.joetsu.lg.jp
清里区	清里区総合事務所	☎ 025-528-3111 ✉ kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp
三和区	三和区総合事務所	☎ 025-532-2323 ✉ sanwa-ku@city.joetsu.lg.jp
名立区	名立区総合事務所	☎ 025-537-2121 ✉ nadachi-ku@city.joetsu.lg.jp



令和8年8月発行

上越市総合政策部地域政策課
TEL　(025) 520-5672
MAIL　chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp

詳しくは
こちらの
ホームページから

－上越市地域にぎわい事業補助金の制度概要－



1　趣旨・対象とする活動

＃　持続可能な地域づくりに向けた地域自治を推進

上越市では、市内全域に28の地域自治区を設置し、地域自治によるまちづくりを進めてきました。
昨今、人口減少や少子化・高齢化の進行により、地域を支える様々な担い手や資源が減少していますが、このような中にあっても、将来に希望を持てる持続可能な地域づくりを進めていくためには、行政による全市的な活動はもちろんのこと、地域自治区ごとの創意工夫による主体的な活動がますます重要になると考えています。

各区には、まちづくりを進める上での様々な強みがあります。顔の見える信頼関係、小回りの利く柔軟な対応力、分野を横断する総合的な視点、地域への愛着と誇り、そして地域ならではの特徴やブランド力など、それぞれの強みを発揮し、ぜひ地域の皆さんで知恵を出し合っていただき、力を合わせながら、笑顔と活気があふれる「にぎわい」のあるまちづくりを進めていただきたいと思います。そして、こうした地区同士での切磋琢磨が行われることによって、上越市全体の魅力や活力が高まっていくことにも期待するものです。
このような動きを後押しするため、これまでの「地域活動支援事業」や「地域独自の予算事業」の実績を踏まえた新たな財源支援制度として、令和9年度から「地域にぎわい事業」を実施します。

＃　各区の地域ビジョンの実現に向けた地域活動を募集

各区の地域協議会には、地域のありたい姿、解決したい地域課題、大切にしたい地域資源や活動などを掲げた「地域ビジョン」の策定を依頼します。そして、地域ビジョンを実現するための地域活動を住民の皆さんから募集します。
ただし、令和9年度については、地域協議会で作成済みの「地域活性化の方向性」に適合する活動や地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしい活動も対象とします。
一例として、次のような活動が考えられます。

- 地域ぐるみの教育・福祉活動（子育て・学習支援、送迎・宅配、見守り、介護予防など）
- 町内会など地域コミュニティ活動の支援（清掃活動、除雪ボランティアなど）
- 特産品の開発や販売促進、地産地消の推進による地域経済の活性化
- 移住・定住の促進や関係人口の創出（地区の情報発信、空き家の活用促進、まちなみ・景観保全、交流イベントの実施など）
- 地区内の集いの場づくり







2　対象としない活動

以下の活動については、本補助金の対象外とします。

○ 新たな公の施設や市道などのインフラ整備や市が管理している施設の整備・修繕
○ 公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う活動
○ 単なる備品の購入・設備の設置、視察旅行など、地域の活動が伴わない活動
○ 地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す活動
○ 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする活動、公序良俗に反する活動
○ 本市の他の補助金の交付を受けることを予定する活動

3　対象としない経費

以下の経費については、本補助金の対象外とします。

○ 社会通念上、公金での支出が適切でないと認められる経費
　（交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費など）
○ 専ら補助対象者の運営経費に充てられる経費
　（団体等の総会や役員会、活動実施に向けた企画会議や打合せに係る人件費、旅費など）
○ 活動による直接的な受益が提案者や参加者等の特定個人に限定される経費
　（個人が所有する物品や備品等の購入・修繕、教室・大会等の開催や参加に係る経費など）
○ その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

4　活動の提案

○ 実施したい活動のある方は、活動を予定する地域自治区の総合事務所・まちづくりセンターへの訪問、電話、郵送、メールなどによりご相談ください。
○ 提案内容については、必要に応じて総合事務所・まちづくりセンターから助言や提案を行います。その後、事業提案書などの必要書類を募集期間内に提出いただきます。
○ 必要な書類は、市のホームページに掲載しているほか、総合事務所・まちづくりセンターからご案内しますので、まずはお気軽にご相談ください。

5　活動の審査



○ 審査は書面にて行います。必要に応じて、総合事務所・まちづくりセンターの職員が提案者へ内容の聞き取りを行います。
○ 各地域協議会では、以下の評価基準に基づき、活動の評価を行います。
　① 地域ビジョンへの適合性（令和9年度は「地域活性化の方向性に適合しているか」、「地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしいか」という視点で評価）
　② 地域への貢献度　　④ 活動の実現性・効率性
　③ 多様な主体の参画度　　⑤ 将来への発展性・期待度
○ 市は、この評価結果と各区の上限額（下表）を踏まえ、採択する活動を決定します。（単位：万円）

区	上限額	区	上限額	区	上限額	区	上限額
高田区	1,240	和田区	630	谷浜・桑取区	490	頸城区	1,220
新道区	730	高士区	480	安塚区	1,170	吉川区	550
金谷区	850	直江津区	1,060	浦川原区	530	中郷区	680
春日区	1,120	有田区	910	大島区	480	板倉区	930
諏訪区	470	八千浦区	550	牧区	510	清里区	520
津有区	590	保倉区	510	柿崎区	870	三和区	660
三郷区	490	北諏訪区	490	大潟区	720	名立区	550

※総額1.8億円を基礎とし、7割を均等割、3割を人口割として算出しています。また、令和9年度に限り、令和8年度の地域独自の予算事業の提案額を踏まえ、一部の区には一定割合の金額を加算し、総額2億円としています。
※金額の最終決定は、市の令和9年度予算成立後となります。

6　活動の公表・評価



○ 活動内容や実施結果は、市ホームページでの紹介、成果報告会の開催、事例集の作成などを通じて、市民の皆さんに広くお知らせする予定です。
○ 本事業の成果は定期的に検証し、必要に応じて今後の公費支出の可否や補助制度の在り方を見直します。

資料２

金谷山のこれからについて考える意見交換会について

１　目　的　　金谷区地域協議会では自主的審議事項として、金谷山エリアのあり方について審議している。金谷山公園に関わる団体との意見交換を行い、今後の審議の参考にさせていただく。

２　主　催　　金谷区地域協議会

３　対　象　　金谷山に関係する団体　10 団体
（金谷観光協会・上越バイシクル協会・さくら千本の会
・レルヒの会・上越若者みらい会議・ホタルの会
・上越アクティブスポーツ協会・森のこども園てくてく
・ヨーデル金谷　・高田西小学校）
金谷区地域協議会委員　14 人

４　日　程　　令和 8 年 10 月 3 日（土）午前 10 時～正午ごろまで

５　会　場　　金谷地区公民館　集会室１・２

６　内　容　　〇開会挨拶・趣旨説明
〇金谷区地域協議会の取組について説明
・地域協議会について
・自主的な審議について（金谷山公園の現状や、金谷山について話し合ってきた内容等）
〇意見交換（グループにわかれて）
〇全体会…各班で出された意見について発表
〇閉会

７　その他
・事前に各団体へアンケートのご協力をいただく。
・市観光施設課職員にも参加を依頼する。

資料３

金谷山公園再生・活性化について（案）

滝澤委員作成

1　提言の基本的な考え方

金谷山は、日本スキー発祥の地としての歴史的価値を持ち、日本スキー発祥記念館、レルヒ少佐銅像、スーパーボブスレー、BMX 場、リフトなどのスポーツ施設に加え、豊かな自然、眺望、歴史的文化財、墓地、寺社など、多様な地域資源を有している。

一方で、近年は施設利用者の減少が続き、施設の維持管理に要する公費負担も課題となっている。

そこで本提言では、「施設を残すこと」そのものを目的とするのではなく、「今ある資源を最大限に活用し、金谷山を訪れる人を増やすこと」を基本方針とする。新たな大型施設の整備を優先するのではなく、既存施設、自然、歴史、文化、スポーツ、人材を一つにつなぎ、「遊ぶ・学ぶ・歩く・休む・交流する」場所としての金谷山を目指す。

2　現在の課題

（1）最大の課題は「施設不足」ではなく「利用不足」

日本スキー発祥記念館の令和 7 年度実績は、入館者数 2,834 人、有料入館者約 885 人（1 日平均 2．9 人）、入館料収入約 40.7 万円、管理運営費約 521.5 万円となっている。

この数字から考えると、利用料金の引き上げだけで収支を改善することには限界があり、まず利用者そのものを増やす施策が重要である。リフトをはじめとする既存施設についても、多額の更新費用を投入する前に、まず利用促進策を実施し、その効果を検証する必要がある。

（2）豊富な資源が「点」のまま存在している

現在の金谷山には、日本スキー発祥記念館、レルヒ少佐銅像、リフト、スーパーボブスレー、BMX 場、音羽館・対米館・晴山荘、高田藩金谷山墓地・薩摩藩墓地・会津藩墓地、カトリック墓地、医王寺、高田事件記念碑、芭蕉句碑、日吉神社、自然散策路や季節の植物など、多くの資源がある。

しかし、それぞれが個別に存在しており、訪れた人が複数の場所を歩いて巡り、金谷山全体を楽しむ仕組みが十分にできていない。「点」を「線」でつなぎ、さらに金谷山全体を「面」として楽しめるようにすることが必要である。

3　「歩く金谷山」を新たな魅力に

金谷山を実際に歩いて改めて感じるのは、歴史・文化・スポーツ・自然が、歩ける範囲に凝縮されていることである。

私は日常的に、大貫 1 丁目の自宅から、音羽館→高田藩金谷山墓地→晴山荘→薩摩藩墓地→カトリック墓地→祠→医王寺→高田事件記念碑→芭蕉句碑→対米館→金谷山頂駐車場→レルヒ少佐銅像→日本スキー発祥記念館→関根学園高校グラウンド→会津藩墓地→レルヒの森→日吉神社→大貫 1 丁目の自宅、というコースを歩いている。実測すると、約 3.2km、4,467 歩、所要時間約 40 分である。

わずか 40 分程度の中に、これだけ多くの歴史、文化、自然、スポーツに関係する場所が存在していること自体が、金谷山の大きな魅力である。ただし、これは地元住民である私の日常の散歩コースであり、観光客向けのモデルコースは別に考える必要がある。

市外・県外などから訪れる人の多くは自家用車を利用すると考えられるため、金谷山頂駐車場やリフト前駐車場などを起点・終点として、歩いた後に同じ駐車場へ戻ることのできる回遊コースを設定する。歴史、日本スキー発祥、自然・植物、親子、健康ウォーキングなど、距離や所要時間の異なる複数のモデルコースを設定する。

さらに、ウォーキングマップ、案内板、QR コードによる詳しい解説、スタンプラリー、季節の植物や見どころの紹介などを組み合わせ、「歩くこと自体が観光になる金谷山」を目指す。

4　「近くて、何度でも行ける自然」を強みにする

上高地を訪れた際、多くの観光客が自然の中を長時間歩いている姿を目にした。上高地には標高約 1,500m という、金谷山にはない大きな魅力がある。一方、訪れるには移動時間や交通費が必要で、宿泊する場合にはさらに費用もかかる。毎日気軽に訪れる場所ではない。

金谷山は、それとは違った価値を持っている。旧上越市街地から車で 30 分以内に訪れることができ、入山料も必要なく、思い立った時に何度でも行くことができる。特に早朝や夕方であれば、夏でも比較的涼しい時間帯に自然の中を歩くことができる。

歴史を見ながら歩く、植物を見ながら歩く、景色を眺めながら歩く、健康づくりのために歩く。こうした「身近な自然を日常的に楽しむ」価値を、金谷山の新しい魅力として積

極的に発信する。そのためには、現在草が生い茂るなどして十分に利用できない遊歩道についても、既存ルートを点検し、必要な整備を行うことが重要である。

5　既存施設をもっと活用する

（1）日本スキー発祥記念館

日本スキー発祥記念館を、観光客が一度見学するだけの施設ではなく、市民も日常的に利用できる施設として活用する。「涼み処」としてのぼり旗等を活用しての積極的な周知、無料トイレの案内の充実、学習・読書スペース、休憩・交流スペース、無料 Wi-Fi の整備検討などにより、「学ぶ・休む・交流する記念館」への転換を図る。

（2）ロッジレルヒ

現在休業しているロッジレルヒは、金谷山を訪れた人が飲食したり休憩したりする場所として大きな可能性を持っている。飲食・喫茶、休憩、地元産品販売、観光案内、イベント拠点、地域交流などを組み合わせた複合的な活用を検討する。行政がすべてを運営するのではなく、民間事業者の公募など、民間の知恵と力を活用する方法も検討する。

（3）BMX 場・スーパーボブスレー

金谷山の BMX 場は、本格的な大会が開催でき、市外・県外から選手や家族が訪れる貴重な施設である。BMX 体験教室、親子イベント、スクール事業、大会開催、初心者向け体験、観光体験商品などにつなげ、「BMX を目的に金谷山へ来てもらう」仕組みを強化する。

スーパーボブスレーについても、単独の遊具として考えるのではなく、BMX、リフト、散策、飲食などと組み合わせ、金谷山で過ごす時間を長くするための施設として活用する。

6　リフトの将来は「利用を増やしてから判断する」

リフトについては、老朽化や更新費用などの課題がある。しかし、現在の利用者数だけを見て直ちに存廃を判断するのではなく、①利用促進策を実施する、②3 年間程度の実証実験を行う、③利用者数・収支・公費負担・地域への波及効果を検証する、という手順を踏むことを提案する。

「利用されていないから廃止する」のではなく、「利用を増やす努力をした上で、それでも維持する価値があるかを判断する」という考え方である。

7　金谷山全体を一つの「物語」にする

金谷山には、日本スキー発祥だけでなく、戊辰戦争、高田藩、薩摩藩、会津藩、寺院、神社、句碑、旅館、学校、スポーツ、自然など、非常に多くの物語がある。これらを個別に紹介するのではなく、「金谷山物語」という一つの大きな枠組みの中で紹介する。

例えばQRコードを読み取れば、「なぜここに薩摩藩の墓があるのか」「なぜ会津藩士の墓がここにあるのか」「なぜ金谷山が日本スキー発祥の地になったのか」「この句碑は何を伝えているのか」「ここにはかつてどのようなスキー場やジャンプ台があったのか」などが分かる仕組みを作る。単なる史跡巡りではなく、歩くにつれて金谷山の物語が展開していく回遊型観光を目指す。

8　まず3年間、やってみる

金谷山の将来について、最初から大規模な投資や施設の存廃を決めるのではなく、まず3年間程度を実証期間とする。

1年目は、ウォーキングコース、案内、情報発信、既存施設の利用促進など、比較的小さな費用で実施できる施策から始め、既存資源を「見える化」する。

2年目は、イベント、体験事業、BMX、ボブスレー、歴史散策などを組み合わせ、市内外からの誘客を図る。

3年目は、利用者数、収支、公費負担、滞在時間、地域への波及効果などを検証する。その結果を踏まえて、施設の維持、更新、縮小、新たな投資等について判断する。

9　目指す将来像

金谷山を、「日本スキー発祥の歴史を学び、自然の中で遊び、歩き、食べ、休み、交流できる、一年中楽しめる上越市の里山交流拠点」へ転換することを目指す。

金谷山には、すでに多くの資源がある。必要なのは、必ずしも新しい施設を造ることではない。今あるものを見つけ直し、磨き、つなぎ、多くの人に知ってもらうことである。

そのため、「施設」だけを見るのではなく「人」を見る。「点」ではなく「回遊」で考える。「整備」だけではなく「活用」を考える。「大規模投資」の前に「実証」する、という視点で、金谷山の再生・活性化を進めることを提案する。